



## ✿ 今月のお知らせ ✿

#### ・算定基礎届や労働保険について

7月10日が提出期限となっておりましたが、提出はお済でしょうか？  
まだの方がおられましたら提出の方よろしくお願ひいたします。

・個人事業者の方の所得税予定申告の第1期振替日のご案内です。

令和6年9月30日(月)

口座振替をご利用の方は、残高のご確認よろしくお願ひいたします。

#### ・夏季休業のお知らせ

8月12日(月)～8月15日(木)までお休みさせていただきます。

なお、8月16日(金)より通常営業させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。



✿司法書士の西村先生に来ていただき勉強会を行いました✿

## 「任意後見契約」という制度をご存じでしょうか？

任意後見契約とは、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じ、任意後見人はこの時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行うことになります。

住民見附契約公正証書

本証人は、委任者  
瑞士法人 equal (以下「甲」という。) 及び後任者 司法  
書士法人 equal (以下「乙」という。) の権限により、次の法律行為に関する  
記載の趣旨を記載し、この公正証書を作成する。

第1項 (契約の締結)  
甲は、乙に、平成 26 年 5 月 28 日、社団法人 日本地主連盟の事務局事務室  
づき、時事の状況により事業を運営する能力が不十分な状況における上の  
氏名、連絡先及び部署の記載に関する事項 (以下「後任者」といいう。)  
を委託し、これに依りて受託する。

第2項 (契約の締結)  
1 本契約は、甲の「日本地主連盟」といいう。は、後任者監督人が選任  
されたことをもって成立する。

2 本契約は、甲の選任の障害により選任を希望する能力が不十分  
な状況となり、又は甲が選任され、又は選任権を行使することを希望と認めることは、  
乙の「日本地主連盟」といいう。の監督の下で、本契約を締結する。

3 本契約の能力喪失における甲のこの権限の委託権限については、後任者  
見附契約に関する法律及び本契約に定めたものの中の、最も厳しく定めたものに依る。

第3項 (契約の解消・終了)  
1 本契約は、乙が、乙に於て、契約「代理選任人 (「後任者見附契約」) 記載の後見事務 (以  
下「代理選任権」といいう。) を委託し、その委託権限の範囲内で代行権限を付  
与する。

第4項 (本契約の譲り受け)  
1 乙は、本契約を譲り受けた場合は、甲の署名を尊重し、かつ、  
甲の上記に記載のものとし、その事務を承認の意、譲り受けと認めた、へ  
ての事務を執行する。甲が本契約に記載を告げた後、正規のその  
他の権限者から甲の署名を贈り受けたときを除くことなにより。甲の  
生前代行権と権限の範囲は同一となる。

任意後見人は下記の法律でふさわしくないと定められている事由がない限り、成人であれば誰でも、委任者本人の信頼できる人を選任することができます。

【法律でふさわしくないとしている人】

- ① 家庭裁判所で法定代理人・保佐人・補助人を解任された者
- ② 破産者・行方不明者
- ③ 本人に対して訴訟をし、またはした者およびその配偶者ならびに直系血族
- ④ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適さない事由がある者

\*適任者がいない場合は弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に依頼するか、最近では、市町村の支援を受けて後見事業を行う市民後見人の制度を活用することもできます。

契約の内容については当事者双方の合意により、法律の趣旨に反しない限り、自由にその内容を決めることができます。誰を任意後見人として選ぶか、その任意後見人にどのような代理権を与える、どこまでの仕事をしてもらうかは、委任者本人と任意後見受任者との話し合いにより、自由に決めることができます。

今回の勉強会では実際に先生の所へ依頼に来られた方のお話を聞きしました。  
気になることや質問等があれば、当事務所の担当者までお気軽にご相談ください♪

H P

F a c e B o o k



事務所のS N Sです

良ければ

ご覧ください♪



◇申告書の提出期限

提出月	7月	8月	9月
確定申告	5月決算	6月決算	7月決算
予定申告(年1回)	11月決算	12月決算	1月決算
消費税(年3回)	8月、11月、2月	9月、12月、3月	10月、1月、4月



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人  
Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焰魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474